

旅館業 開設の手引き

1	許可の必要な範囲・・・・・・・・・・	1
	(1) 法の目的	
	(2) 「業」としての考え方	
	(3) 旅館業の種別	
	(4) 旅館業の類型	
	(5) 住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法第3条第1項の届出住宅）	
	(6) 申請者の適格要件	
	(7) 設置場所	
2	事前周知制度・・・・・・・・・・	6
	(1) 関係住民	
	(2) 建築計画	
	(3) 標識の設置	
	(4) 説明会等の開催	
3	構造設備基準・・・・・・・・・・	11
	(1) 旅館・ホテル営業	
	(2) 簡易宿所営業	
	(3) 下宿営業	
4	遵守事項・・・・・・・・・・	24
5	衛生に必要な措置の基準・・・・・・・・	26
6	必要書類・・・・・・・・・・	31
	(1) 旅館業営業許可申請時に必要な書類	
	(2) 承継承認	
	(3) 変更・廃止の手続き	
7	許可までのフローチャート・・・・・・・・	35
8	関係機関一覧・・・・・・・・・・	36

●江東区旅館業法施行条例の目的（条１）

この条例は、旅館業法の施行に関し必要な事項及び旅館業の業務の適正な運営の確保を図るために必要な事項を定めることにより、宿泊者に安全で安心な宿泊環境を提供し、かつ、区民の安全で安心な生活環境を確保し、もって本区における旅館業の健全な発達及び区民生活の向上に寄与することを目的とする。

●基本理念（条２の２）

旅館業の業務の適正な運営の確保は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければなりません。

- ① 宿泊者に対して良質なサービスを提供すること。
- ② 宿泊者及び区民にとって安全で安心なものであること。
- ③ 地域の生活環境との調和に考慮すること。
- ④ 地域コミュニティの活性化に寄与すること。

●営業者の責務（条９）

- ①営業者は、基本理念にのっとり、旅館業の業務の適正な運営の確保に向けて区長が行う指導、勧告、助言又は情報の提供の趣旨及び内容を十分に理解し、真摯に対応するよう努めなければなりません。
- ②営業者は、基本理念にのっとり、地域コミュニティの重要性を理解し、その営業施設が所在する地域において行われる地域活動への参加等を通じて、地域住民との信頼関係の構築に努めなければなりません。

【凡例】

法：旅館業法

令：旅館業法施行令

省：旅館業法施行規則

条：江東区旅館業法施行条例

規：江東区旅館業法施行条例施行規則

例：条１－２－３は、条例第１条第２項第３号を指します。（以下、同様）

1 許可の必要な範囲

(1) 法の目的

旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。(旅館業法第1条)

(2) 「業」としての考え方

宿泊料、又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、反復継続の意思をもち、かつ、その行為が社会性を有して行われればすべて適用され、会員制度の宿泊施設、会社、工場等の寮その他特定の人を対象とする宿泊施設も法の適用を受けます。

① 宿泊

旅館業は「人を宿泊させる」ことであり、生活の本拠を置くような場合、例えばアパートや間借り部屋などは貸室業・貸家業であって旅館業には含まれません。

また、「宿泊料を受けること」が要件となっており、宿泊料を徴収しない場合は旅館業法の適用は受けません。

② 宿泊料、室料

宿泊料、室料は宿泊者、又はその代理人等から金銭又は現物等の名称の如何を問わず宿泊の代価にあたるものを徴収することをいい、宿泊に関し宿泊の代価の全部、又は、一部を徴収する場合はすべて適用されます。例えば、休憩料はもちろん、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水道費、室内清掃費も宿泊料とみなされます。

また、宿泊施設付きの研修施設(セミナーハウス)等が研修費を徴収している場合も、例えば当該施設で宿泊しないものも含め研修費は同じとするなど当該研修費の中に宿泊料相当のものが含まれないことが明白でない限り研修費には宿泊料が含まれると推定されます。ただし、食費やテレビ・ワープロ使用料など必ずしも宿泊に付随しないサービスの対価は宿泊料には含まれません。

③ 寝具

宿泊に際し、利用者が自己の寝具を持参して使用する場合も法第2条第5項の「寝具を使用して」に該当し、法の適用を受けます。

④ 宿泊させる義務等

営業者は伝染性の疾病にかかっている者や風紀を乱すおそれのある者等を除き宿泊を拒むことはできません。また、宿泊者名簿を備えておかねばなりません。

宿泊者名簿は、「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」第4条第1項に基づき、電磁的記録による保存ができます。

⑤ 使用時間

時間単位で利用する施設でも、寝具を使用する限りは適用されます。

(3) 旅館業の種別

種別	業 態
旅館・ホテル営業	施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。(法2-2)
簡易宿所営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。(法2-3) 例えばベッドハウス、山小屋、スキー小屋、ユースホステルの他カプセルホテルが該当します。
下宿営業	一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。(法2-4)

(4) 旅館業の類型

許可対象となるもの	キャンプ場のテント・バンガロー
	ウィークリーマンション等 いわゆるウィークリーマンション等については、施設の管理・経営形態を総体的にみて、宿泊者のいる部屋を含め、施設の衛生上の維持管理責任者が経営者にあるものと社会通念上認められ、利用の期間、目的等からみて、宿泊者が宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則としている場合、旅館業法の適用対象施設として取り扱う
	貸別荘
	キャンピングカー
	自社用研修施設
許可対象とならないもの	住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法第3条第1項の届出住宅）
	運航（行）している船舶・車両
	断食道場
	要介護老人の一時預り施設
	労働基準法の対象となり、同法第89条の届け出義務のある就業規則に包括されていて労働基準監督署の監督を受ける宿泊施設
	独立行政法人国立青少年教育振興機構法に基づく研修施設であり、その運営管理が同管理要領に基づく独立行政法人国立青少年教育振興機構の業務方法書等により衛生管理が行われている国立青少年教育施設
	移住希望者に対して売買又は賃貸を目的とする空き家物件への短期居住（いわゆる「お試し移住」）であって、不特定多数に反復継続する行為を行わないことが明らかな場合
	地方公共団体が設置する地域協議会等が実施主体となり、体験学習を伴う教育旅行等における宿泊体験を行う場合
	年1回（2～3日程度）のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いもの

(5) 住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法第3条第1項の届出住宅）

宿泊営業の実施に当たっては、原則、旅館業法に基づく許可が必要となりますが、住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者は、旅館業法第3条第1項の規定にかかわらず、住宅宿泊事業を営むことができます。

「住宅宿泊事業」とは、旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて届出住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が180日を超えないものとされています。

なお、江東区では、江東区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例第8条により、区内全域で住宅宿泊事業の実施を制限する期間を定めており、月曜日の正午から土曜日の正午まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日の正午から翌日の正午までを除く。）は事業を行えません。

詳細については、別途ご相談ください。

(6) 申請者の適格要件

申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けられないことがあるので、申請時において当該事項に該当しない旨の申告書を添付していただきます。（申告書の内容をもとに、保健所から警察等の関係省庁等に照会等を行います。）

申告書は、法人の場合、取締役全員の申告書を添付する必要があります。（将来においても明確に旅館業の業務を行わないとわかる取締役を除く）

財団法人、特殊法人等の場合、代表者の他に業務を行う理事、役員についても同様となります。

旅館業法第3条第2項

都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。）は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適當であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- 1 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者
- 4 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。）
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者

旅館業法第8条

都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第3条第2項各号（第4号を除く。）に該当するに至ったときは、同条第1項の許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

- 1 刑法（明治40年法律第45号）第174条、第175条、第182条又は第183条の罪
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する罪（同法第2条第4項の接待飲食等営業及び同条第11項の特定遊興飲食店営業に関するものに限る。）
- 3 売春防止法（昭和31年法律第118号）第2章に規定する罪
- 4 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2章に規定する罪
- 5 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）第2章に規定する罪

（7）設置場所

許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものとして決定した土地を含む。）の周囲おおむね100mの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められるときは、許可を受けられないことがあります。

- ① 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除くものとする）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

〔幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校〕

- ② 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとする）

〔助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター〕

- ③ 社会教育法第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前2号に掲げる施設に類するものとして都道府県の条例で定めるもの

○社会教育施設等

法第3条第3項第3号の規定に基づく施設は、次のとおりとする。

- 1 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校で、その教育課程が同法第1条に規定する学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの

- 2 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- 3 前2号に掲げる施設のほか、博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの、又は多数の児童の利用に供されるもので、規則第10条で規定するもの

江東区旅館業法施行条例施行規則第10条

条例第5条第3号に規定する規則で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 博物館法第2条第1項に規定する博物館のうち、区内に存するもの
- (2) 東京都立公園条例第2条第1項に規定する都立公園のうち、区内に存するもの
- (3) 江東区青少年交流プラザ条例第2条に規定する青少年交流プラザ
- (4) 江東区深川江戸資料館条例第2条に規定する資料館
- (5) 江東区総合区民センター条例第2条に規定する総合区民センター
- (6) 江東区区民体育館条例第2条に規定する区民体育館
- (7) 江東区営運動場条例第2条に規定する運動場
- (8) 江東区夢の島総合運動場条例第2条に規定する夢の島総合運動場
- (9) 江東区立都市公園条例第3条第1項に規定する公園
- (10) 江東区立児童遊園条例第2条第1項に規定する児童遊園

2 事前周知制度

「条例」では事前周知制度を定めています。申請の前に、関係住民及び隣接土地所有者等（以下「関係住民等」という。）に説明会の開催または戸別訪問により建築計画について説明してください。（条4）

（1）関係住民等

関係住民 （条2－1－1） （P.9 参照）	施設の存する建物の他の施設の使用者
	敷地の境界線に接する敷地に存する建物の使用者、公園等の所有者
	敷地の境界線から道路、公園等の施設を挟んで隣接する建物の敷地の境界線までの距離が10m以内である場合の当該隣接する建物の使用者（一方通行道路又は片側1車線道路であるときは10mを超える場合も含む）
隣接土地所有者等 （条2－1－2） （P.10 参照）	公道（道路法（昭和27年法律第180号）に定める道路及び敷地が公有地（国又は地方公共団体が管理するものに限る。）で現に一般交通の用に供されている道路をいう。）から旅館業の許可を受けようとする施設の敷地に至るまでの土地の所有者又は管理者

（2）建築計画（条2－1－3）

建築計画	建築基準法第2条第13号に規定する建築
	建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕
	建築基準法第2条第15号に規定する大規模の模様替
	建築基準法第87条第1項に規定する用途の変更を行う計画

（3）標識の設置（条3）

申請予定者は、関係住民等に旅館業に係る建築計画の周知を図るため、標識を設置してください。標識設置後は、7日以内に標識設置届を届け出てください。

大きさ	縦横それぞれ60cm以上
設置場所	予定地の道路に接する部分 （2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）
高さ	地面から標識の下端までの高さがおおむね1m
期間	営業許可申請日の15日前から営業許可日まで 説明会開催日の5日前までに設置し、関係住民等を開催通知文書の配布等を行う。
設置後	7日以内に標識設置届（案内図、標識設置位置図、写真（遠景、近景を標識毎に）） 標識の内容を変更した場合は、変更届にて届け出てください。

(4) 説明会等の開催（条4）

① 計画の区分に従い、説明会等を行ってください。

また、申請予定者は、関係住民等から説明会等を行うよう要請があった場合は、応じるよう努めなければなりません。

建築計画	説明会
建築計画以外	説明会の開催または戸別訪問

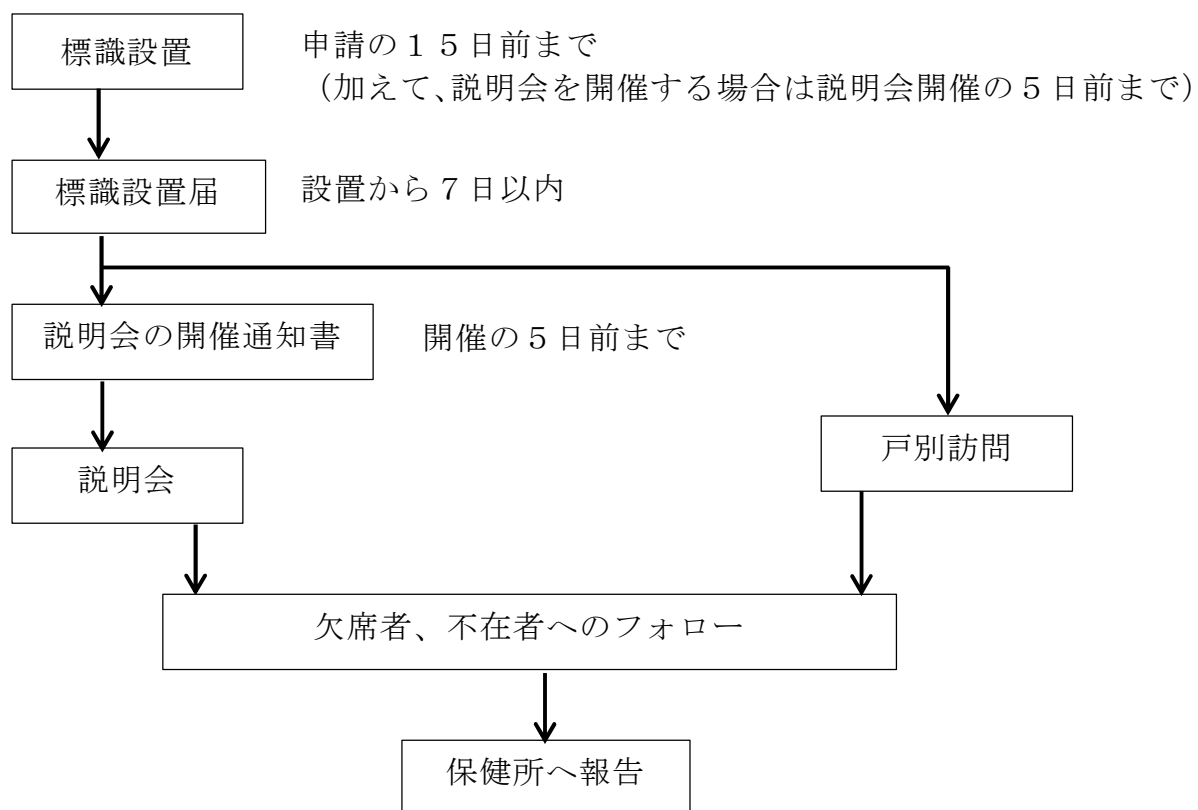
② 説明会等では、次のことを説明してください（規9－3）。関係住民等が説明会を欠席した場合は、再度の説明会を開催もしくは戸別訪問で対応してください。

申請予定者の住所及び氏名	法人の場合は、法人名及び代表者名
施設の名称	
施設の所在地	
営業の種別	旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業のいずれか
施設の面積	施設面積、建築面積、建物全体の延べ床面積、 施設の延べ床面積
施設の概要	建物の階数、施設の使用階、建物の構造、客室数、定員数、客室の内部構造、玄関帳場の有無、ロビーの有無、入浴設備の概要及び施設のある建物の外観
工期	工事着工年月日、完成予定年月日、営業開始の予定年月日
施設の管理方法、運営方法	・ 営業者又は営業従事者の勤務体制（施設内に常時、勤務しない場合は、緊急時の対応方法） ・ 苦情等の対応体制（窓口の連絡先） ・ 宿泊者の遵守事項 ・ 玄関帳場の有無（無い場合は代替設備等） ・ 廃棄物の収集、保管及び処理に関すること

③ 説明会等終了後は、説明会等報告書を届け出てください。

項目	添付書類
説明会開催	説明会出席者名簿及び関係住民等を記した地図
	説明会の開催通知書
	説明会議事録
	説明会で配付した資料
	公道から旅館業の許可を受けようとする施設の敷地に至るまでの土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図
戸別訪問	説明した関係住民等の名簿及び関係住民等を記した地図
	旅館業営業計画に関する質疑応答があった場合はその記録
	戸別訪問で配付した資料
	公道から旅館業の許可を受けようとする施設の敷地に至るまでの土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図

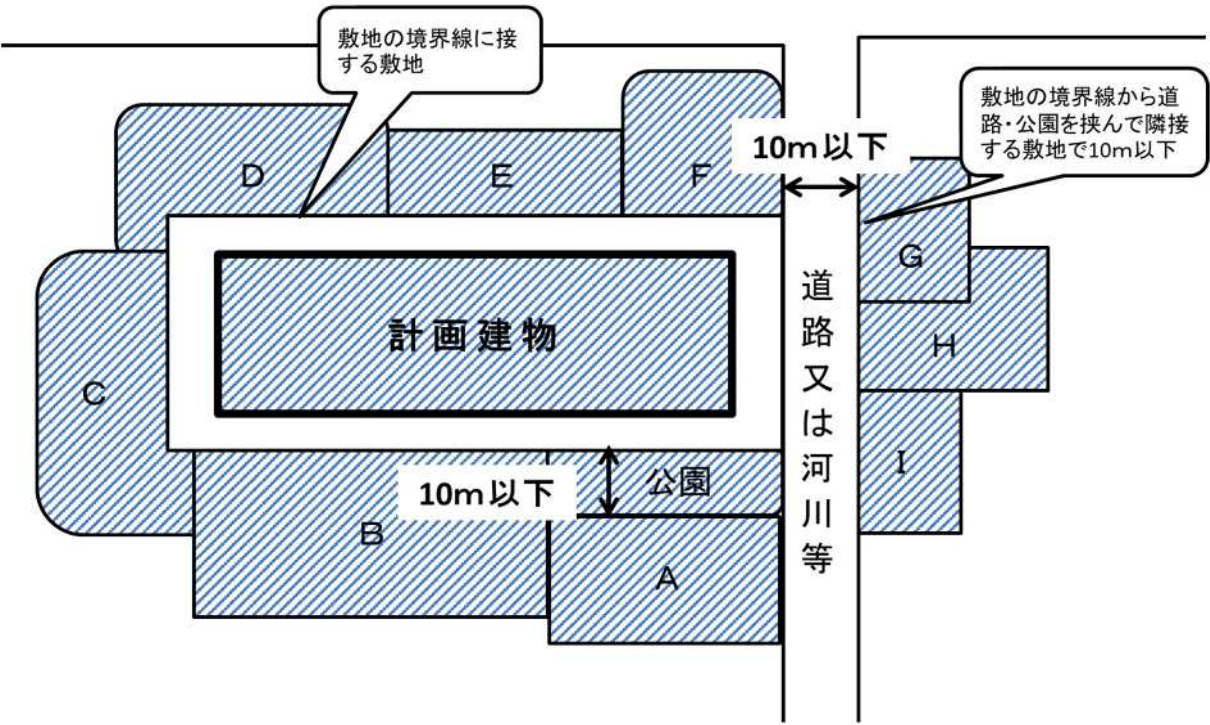
※事前周知の流れ



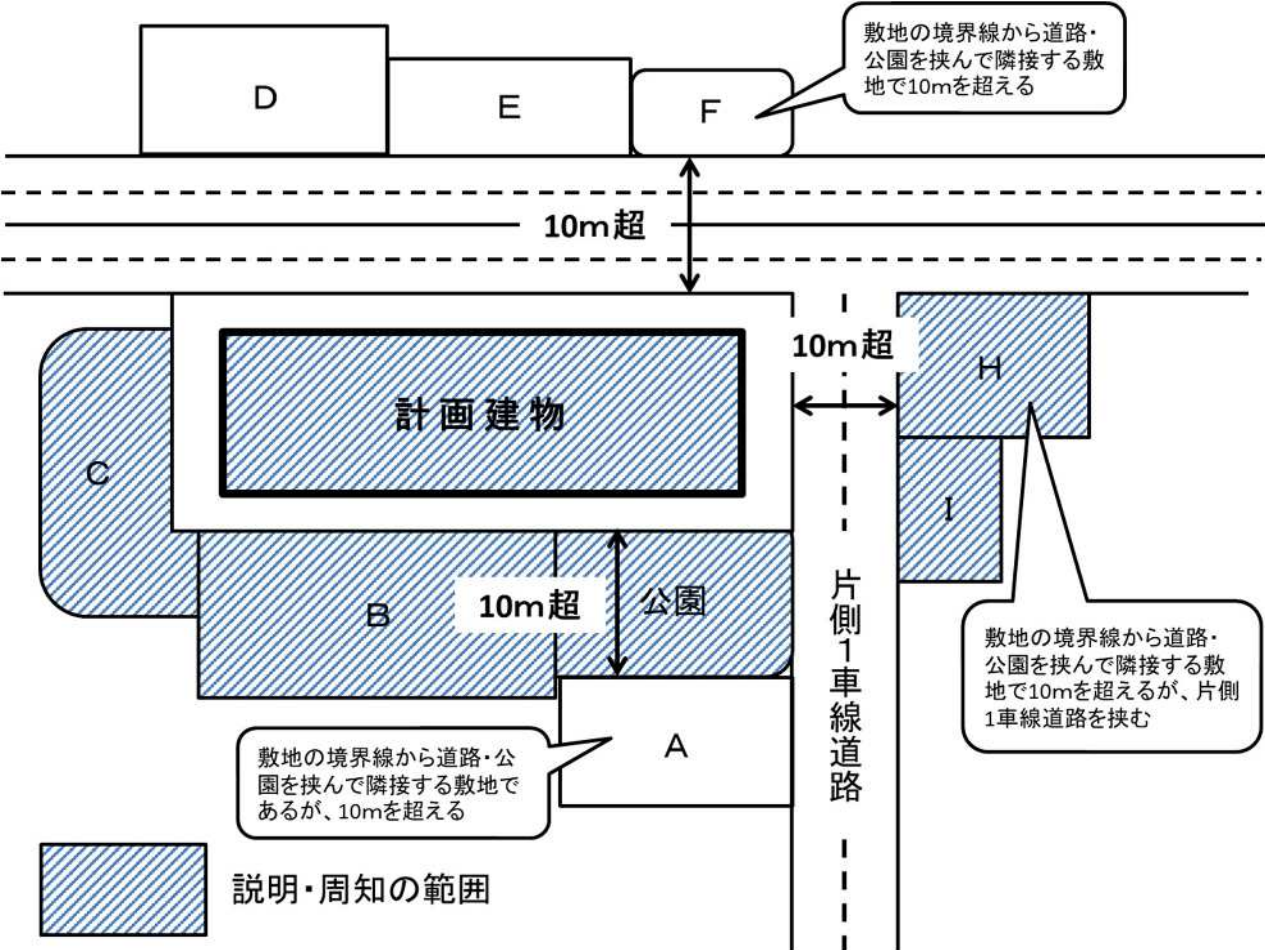
◎標識は営業許可日まで設置して下さい。

◎標識を屋外に設置する場合は、風雨等に耐えられる措置を講じて下さい。

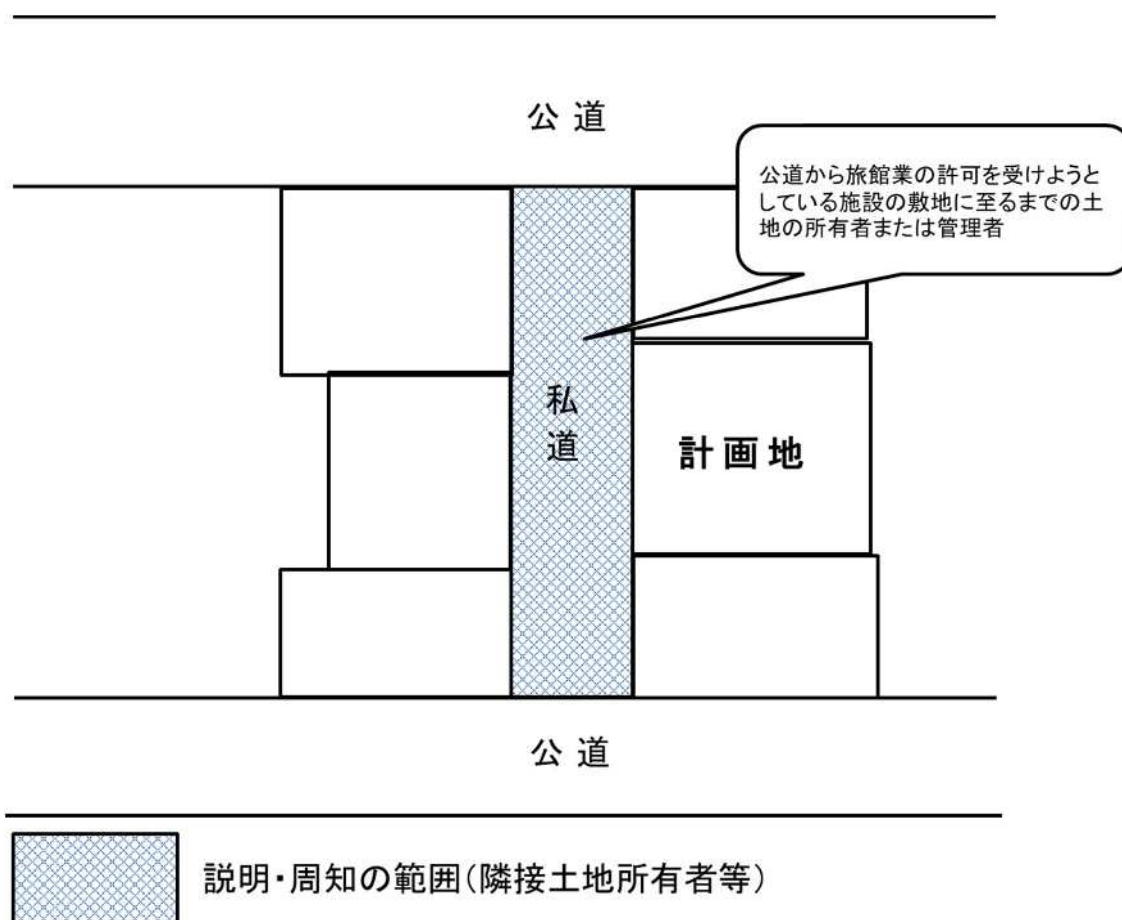
《関係住民》



- 建物：使用者に説明
●公園、駐車場、空地：所有者に説明
- 説明・周知の範囲



《隣接土地所有者等》



3 構造設備基準

(1) 旅館・ホテル営業

項 目	基 準（指導事項を含む）	根 拠
客 室	① 1 客室の床面積は、7 m²（寝台を置く客室にあつては、9 m²）以上であること。 ・ 1 客室の構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。 ・ 宿泊者が通常立ち入らない部分である押入、床の間等は含まれない。 ・ 客室の合計床面積は、内法により算定したものであること。 ② 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。 ③ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。 ・ 1 客室の有効部分の面積は、寝室その他宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。 ・ 採光窓の面積は、有効面積の 10 分の 1 を目安とすること。 ・ 採光窓は有効面積に設けること。	令 1-1-1 規 20-1 条 11-1-4-7 条 11-1-4-ウ 規 12-1
客室のガス設備 （設ける場合）	① 客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。 ・ 専用の元栓を有すること。 ・ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。 ② 客室にガス設備を設ける場合は、次の措置を講ずること。 ・ 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと。 ・ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。	条 11-1-8 条 11-1-8-7 条 11-1-8-イ 条 7-1-7-7 条 7-1-7-イ
客 室 の 最高収容定員	① 旅館・ホテル営業について次の割合を超えて客を収容させないこと。 ・ 1 客室の有効面積 3 m²について、1 名とする。 ・ 1 客室の有効部分の面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。 ・ 客室の床面積は、内法により算定したものであること。 （客室に付随する浴室、便所、押入、床の間等は含まれない。）	条 7-1-6 条 7-1-6-7 規 12-1
寝 具	① 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。	条 11-1-5
寝具類の格納	① 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。 ・ 布団を使用する場合、押入等の格納戸棚は原則として各室に設置し、それにより難しい場合は従業者の利用しやすい位置に、寝具の収納に十分な広さを有する収納室（リネン室）等を設	条 11-1-6

	置すること。	
玄 関 帳 場	①宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。 ・事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 ・宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。	令 1-1-2 省 4 の 3-1-1 省 4 の 3-1-2
	②宿泊しようとする者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有し、宿泊者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を設けること。ただし、規則で定める基準に適合すると区長が認める場合は、この限りでない。 ・玄関帳場その他類する設備とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 ア 玄関から容易に見える宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。 イ 事務を執るのに適した広さを有し、相対する宿泊者と営業従事者が直接面接できる構造であること。 ウ 旅館・ホテル営業においては、玄関帳場に類する設備として営業従事者が、来客の都度、玄関に出て来客に対応する構造の部屋を玄関に付設することができること。 エ モーター等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場に類する設備として施設への入口又は宿泊しようとする者が当該施設を利用とするとときに必ず通過する通路に面して、管理棟等を設けることができること。 ・ただし書に規定する規則で定める基準は、次に定めるところによる。 ア 営業者自ら設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。 イ 鍵の受渡しを適切に行うこと。	条 11-1-1 規 19-1 規 19-1-1 規 19-1-2 規 19-1-3 規 19-1-4 規 19-2 規 19-2-1 規 19-2-2
	①営業施設内には、営業者又は営業従事者が常駐できるための規則で定める施設を設けること。 ・条例第 11 条第 11 号の規則で定める施設は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 ア 客室等、宿泊者が使用する施設は、壁、扉又はこれに類する物により区画され、かつ、客室を通らずに出入りすることができる構造であること。 イ 営業時間中に営業者又は営業従事者が常駐するために十分な広さを有すること。 ウ 施設内に営業者又は営業従事者が常駐する際に使用するための必要な設備を有すること。	条 11-1-11 規 23-1 規 23-1-1 規 23-1-2 規 23-1-3
営 業 従 事 者 等 が 常 駐 で き る た め の 施 設		

換 気	①適当な換気の設備を有すること。 ・窓その他直接外気に通ずる換気口又は換気設備を設ける。	令 1-1-3
採 光 ・ 照 明	①適当な採光、照明の設備を有すること。 ②営業施設の照明は、次に掲げる照度を有するようにすること。 ・客室、応接室及び食堂 40 ルクス以上 ・調理場及び配膳室 50 ルクス以上 ・廊下及び階段 20 ルクス以上(常時) ※深夜(午後 11 時から翌朝の午前 6 時までの間)においては 10 ルクス以上 ・浴室、脱衣室、洗面所、便所等 20 ルクス以上	令 1-1-3 条 7-1-2 規 11-1-1 規 11-1-2 規 11-1-3 規 11-1-4
防 湿 ・ 排 水	①適当な防湿、排水の設備を有すること。 ②排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。	令 1-1-3 条 7-1-3
浴 室	①当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。 ②浴室は、次の基準によること。 ・清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。 ・客室に設けた浴槽は、利用者が自ら浴槽水を給湯及び排水できる構造設備であること。 ・浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。 ・共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、宿泊定員及び利用形態を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。 ・共同用の浴室を設ける場合は、宿泊定員及び利用形態を勘案し、十分な数の上り湯栓及び水栓を有すること。	令 1-1-4 条 11-1-7 条 11-1-7-7 条 11-1-7-イ 条 11-1-7-ウ 条 11-1-7-エ 条 11-1-7-オ
ろ 過 器 等 を 使 用 し 循 環 さ せ る 場 合	③ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。 ・ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。 ・ろ過器は、1 時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。 ・集毛器は毎日清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。 ・ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。 ・ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。 ・逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造が望ましい。 ・循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。 ・浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。 ・浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。	条 11-1-7-カ 条 11-1-7-カ-(7) 条 11-1-7-カ-(イ) 条 11-1-7-カ-(ウ) 条 11-1-7-カ-(エ)

	・入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 ・循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 ・気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。	条 11-1-7-カ-(オ) 条 11-1-7-カ-(カ) 条 11-1-7-カ-(キ)														
洗面設備	①宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。 ②共同洗面所を設ける場合は、規則で定める数の給水栓を設置すること。 ・洗面設備を付設していない客室の合計定員について、5人（5人に満たない端数は、5人とする。）につき1個の割合で算定した数とし、当該合計定員が31人以上の場合は、30人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1を6に加算した数とする。	令 1-1-5 条 11-1-10 規 22														
便所	①適当な数の便所を有すること。 ②宿泊者の利用しやすい位置に設け、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。 ③便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。 ・宿泊定員に応じた数は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める数以上とする。この場合において、男子用便所及び女子用便所それぞれの便器数は、施設の利用形態を勘案した数とする。 ・便所を付設していない客室の合計定員が30人以下の場合次の表の上欄に掲げる合計定員に依り、同表の下欄に掲げる数 <table><tr><td>収容定員</td><td>1～5人</td><td>6～10人</td><td>11～15人</td><td>16～20人</td><td>21～25人</td><td>26～30人</td></tr><tr><td>便器数</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr></table> ・合計定員が31人以上300人以下の場合 30人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1を7に加算した数 ・合計定員が301人以上の場合は、300人を超えて20人（20人に満たない端数は、20人とする。）を増すごとに1を34に加算した数 ・定員が5人以下の場合に設置される便器は、男女各1個以上となる。この場合、男子用便所に設置される便器は、大小を兼ねた和式便器若しくは洋式便器1個でも支障ない。	収容定員	1～5人	6～10人	11～15人	16～20人	21～25人	26～30人	便器数	2	3	4	5	6	7	令 1-1-6 条 11-1-9-7 条 11-1-9-1 規 21 規 21-1-1 規 21-1-2 規 21-1-3
収容定員	1～5人	6～10人	11～15人	16～20人	21～25人	26～30人										
便器数	2	3	4	5	6	7										
調理場 (設ける場合)	①調理場は、次の構造設備の基準によること。 ・壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。 ・宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。 ・出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防臭設備を設けること。	条 11-1-3 条 11-1-3-7 条 11-1-3-1 条 11-1-3-ウ														

	・十分な能力の換気設備を有すること。	条 11-1-3-Ⅰ
その他の設備	①ロビー又は食堂を設ける場合は、宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さを有すること。	条 11-1-2
そ の 他	①当該施設の設置場所が学校等の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね 100m の区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。	令 1-1-7
	②営業施設は、玄関、玄関帳場、客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができ、かつ、住居その他の施設と区画され、これらが混在していない構造であること。	条 11-1-12

(2) 簡易宿所営業

項 目	基 準 (指導事項を含む)	根 拠
客 室	①客室の延べ床面積は、33 m ² (法第3条第1項 の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3 m ² に当該宿泊者の数を乗じて得た面積) 以上であること。 ・客室の延べ床面積は、規定により算定した各客室の合計床面積を合計した面積とする。	令 1-2-1 規 20-2
	②1客室の構造部分の合計床面積は、3 m ² 以上であること。 ・1客室の構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。 ・客室の合計床面積は、内法により算定されたものであること。	条 12-1-2 規 20-1
	③階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1 m以上であること。 ・階層式寝台とは、いわゆる汽車式寝台型式を指す。	令 1-2-2
	④階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。	条 12-1-4
	⑤多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。	条 12-1-5
	⑥客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。	条 12-2 (条 11-1-4-7)
	⑦睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。 ・1客室の有効部分の面積は、寝室その他宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。 ・採光窓の面積は、有効面積の10分の1を目安とすること。 ・採光窓は有効面積に設けること。	条 12-2 (条 11-1-4-ウ) 規 12-1
客室のガス設備 (設ける場合)	①客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。 ・専用の元栓を有すること。 ・ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。 ②客室にガス設備を設ける場合は、次の措置を講ずること。 ・宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと。 ・元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。	条 12-2 (条 11-1-8-7) (条 11-1-8-イ) 条 7-1-7-7 条 7-1-7-イ
客 室 の 最高収容定員	①簡易宿所営業について次の割合を超えて客を収容させないこと。 ・1客室の有効面積 1.5 m ² について、1名とする。 ・1客室の有効部分の面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定する。 ・客室の床面積は、内法により算定したものであること。 (客室に付随する浴室、便所、押入、床の間等は含まれない。)	条 7-1-6 条 7-1-6-イ 規 12-1
寝 具	①客を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。	条 12-2 (条 11-1-5)

寝具類の格納	①寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。 ・布団を使用する場合、押入等の格納戸棚は原則として各室に設置し、それにより難しい場合は従業員の利用しやすい位置に、寝具の収納に十分な広さを有する収納室（リネン室）等を設置すること。	条 12-2 (条 11-1-6)
玄 関 帳 場	①宿泊しようとする者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有し、宿泊者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を設けること。ただし、規則で定める基準に適合すると区長が認める場合は、この限りでない。 ・玄関帳場その他類する設備とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 - ア 玄関から容易に見える宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。 - イ 事務を執るのに適した広さを有し、相対する宿泊者と営業従事者が直接面接できる構造であること。 - エ モーター等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場に類する設備として施設への入口又は宿泊しようとする者が当該施設を利用するときには必ず通過する通路に面して、管理棟等を設けることができること。 ・ただし書に規定する規則で定める基準は、次に定めるところによる。 - ア 営業者自ら設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。 - イ 鍵の受渡しを適切に行うこと。	条 12-2 (条 11-1-1) 規 19-1 規 19-1-1 規 19-1-2 規 19-1-4 規 19-2 規 19-2-1 規 19-2-2
営業従事者等が常駐できるための施設	①営業施設内には、営業者又は営業従事者が常駐できるための規則で定める施設を設けること。 ・条例第 11 条第 11 号の規則で定める施設は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 - ア 客室等、宿泊者が使用する施設は、壁、扉又はこれに類する物により区画され、かつ、客室を通らずに出入りすることができる構造であること。 - イ 営業時間中に営業者又は営業従事者が常駐するために十分な広さを有すること。 - ウ 施設内に営業者又は営業従事者が常駐する際に使用するための必要な設備を有すること。	条 12-2 (条 11-1-11) 規 23-1 規 23-1-1 規 23-1-2 規 23-1-3
出 入 口	①設備を宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。	条 12-1-1
換 気	①適当な換気設備を有すること。 ・窓その他直接外気に通ずる換気口又は換気設備を設ける。	令 1-2-3
採 光 ・ 照 明	①適当な採光、照明の設備を有すること。 ②営業施設の照明は、次に掲げる照度を有するようにすること。 ・客室、応接室及び食堂 40 ルクス以上 ・調理場及び配膳室 50 ルクス以上 ・廊下及び階段 20 ルクス以上(常時) ※深夜（午後 11 時から翌朝の午前 6 時までの間）においては	令 1-2-3 条 7-1-2 規 11-1-1 規 11-1-2 規 11-1-3

	10 ルクス以上 ・浴室、脱衣室、洗面所、便所等	20 ルクス以上	規 11-1-4
防 湿 ・ 排 水	①適当な防湿及び排水の設備を有すること。 ②排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。		令 1-2-3 条 7-1-3
浴 室	①当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴施設を有すること。 ②浴室は、次の基準によること。 ・清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。 ・客室に設けた浴槽は、利用者が自ら浴槽水を給湯及び排水できる構造設備であること。 ・浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。 ・共用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、宿泊定員及び利用形態を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。 ・共用の浴室を設ける場合は、宿泊定員及び利用形態を勘案し、十分な数の上り湯栓及び水栓を有すること。		令 1-2-4 条 12-2 (条 11-1-7) (条 11-1-7-ア) (条 11-1-7-イ) (条 11-1-7-エ) (条 11-1-7-オ)
ろ過器等を使用し循環させる場合	③ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。 ・ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。 ・ろ過器は、1 時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。 ・集毛器は毎日清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。 ・ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。 ・ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。 ・逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造が望ましい。 ・循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。 ・浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。 ・浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。 ・入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 ・循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 ・気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場		条 12-2 (条 11-1-7-カ) (条 11-1-7-カ(ア)) (条 11-1-7-カ(イ)) (条 11-1-7-カ(ロ)) (条 11-1-7-カ(ハ)) (条 11-1-7-カ(ニ)) (条 11-1-7-カ(ホ)) (条 11-1-7-カ(ヘ))

		合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。														
洗面設備	①宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。 ②共同洗面所を設ける場合は、規則で定める数の給水栓を設置すること。 ・洗面設備を付設していない客室の合計定員について、5人（5人に満たない端数は、5人とする。）につき1個の割合で算定した数とし、当該合計定員が31人以上の場合は、30人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1を6に加算した数とする。	令 1-2-5 条 12-2 (条 11-1-10) (規 22)														
便所	①適当な数の便所を有すること。 ②宿泊者の利用しやすい位置に設け、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。 ③多数人で共用する客室又は便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所（多数人で共用する客室内又は客室の外の便所をいう。以下同様）を設け、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。 ・宿泊定員に応じた数は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める数以上とする。この場合において、男子用便所及び女子用便所それぞれの便器数は、施設の利用形態を勘案した数とする。 ・便所を付設していない客室の合計定員が30人以下の場合次の表の上欄に掲げる合計定員に応じ、同表の下欄に掲げる数。 <table><tr><td>収容定員</td><td>1～5人</td><td>6～10人</td><td>11～15人</td><td>16～20人</td><td>21～25人</td><td>26～30人</td></tr><tr><td>便器数</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr></table> ・合計定員が31人以上300人以下の場合 30人を超えて10人(10人に満たない端数は、10人とする。)を増すごとに1を7に加算した数。 ・合計定員が301人以上の場合は、300人を超えて20人(20人に満たない端数は、20人とする。)を増すごとに1を34に加算した数。 ・定員が5人以下の場合に設置される便器は、男女各1個以上となる。この場合、男子用便所に設置される便器は、大小を兼ねた和式便器若しくは洋式便器1個でも支障ない。	収容定員	1～5人	6～10人	11～15人	16～20人	21～25人	26～30人	便器数	2	3	4	5	6	7	令 1-2-6 条 12-1-6-7 条 12-1-6-1 規 21 規 21-1-1 規 21-1-2 規 21-1-3
収容定員	1～5人	6～10人	11～15人	16～20人	21～25人	26～30人										
便器数	2	3	4	5	6	7										
調理場 (設ける場合)	①調理場は、次の構造設備の基準によること。 ・壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。 ・宿泊者の食事を提供するのに支障のない広さを有すること。 ・出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防臭設備を設けること。 ・十分な能力の換気設備を有すること。	条 12-2 (条 11-1-3) (条 11-1-3-7) (条 11-1-3-4) (条 11-1-3-5) (条 11-1-3-1)														
その他の設備	①ロビー又は食堂を設ける場合は、宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さを有すること。	条 12-2 (条 11-1-2)														
その他	①営業施設は、玄関、玄関帳場、客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができ、かつ、住居その他の施設と区画され、これらが混在していない構造であること。	条 12-2 (条 11-1-12)														

(3) 下宿営業

項 目	基 準 (指導事項を含む)	根 拠
客 室	① 1 客室の構造部分の合計床面積は、4.9 m²以上であること。 ・ 1 客室の構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。 ・ 客室の床面積は、内法により算定されたものであること。 ② 各客室には押入れを設けること。 ③ 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。 ④ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。 ・ 1 客室の有効部分の面積は、寝室その他宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。 ・ 採光窓の面積は、有効面積の 10 分の 1 を目安とすること。	条 13-1-1 規 20-1 条 13-1-2 条 13-2 (条 11-1-4-7) 条 13-2 (条 11-1-4-7) 規 12-1
客室のガス設備 (設ける場合)	① 客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。 ・ 専用の元栓を有すること。 ・ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。 ② 客室にガス設備を設ける場合は、次の措置を講ずること。 ・ 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと。 ・ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。	条 13-2 (条 11-1-8-7) (条 11-1-8-4) 条 7-1-7-7 条 7-1-7-1
客 室 の 最 高 収 容 定 員	① 下宿営業について次の割合を超えて客を収容させないこと。 1 客室の有効面積 3 m²について 1 名とする。 ・ 1 客室の有効部分の面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定する。 ・ 客室の床面積は、内法により算定したものであること。 (客室に付随する浴室、便所、押入、床の間等は含まれない。)	条 7-1-6 条 7-1-6-7 規 12-1
営業従事者等が常駐できるための施設	① 営業施設内には、営業者又は営業従事者が常駐できるための規則で定める施設を設けること。 ・ 条例第 11 条第 1 号の規則で定める施設は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 ア 客室等、宿泊者が使用する施設は、壁、扉又はこれに類する物により区画され、かつ、客室を通らずに出入りすることができる構造であること。 イ 営業時間中に営業者又は営業従事者が常駐するために十分な広さを有すること。 ウ 施設内に営業者又は営業従事者が常駐する際に使用するための必要な設備を有すること。	条 13-2 (条 11-1-11) 規 23-1 規 23-1-1 規 23-1-2 規 23-1-3
換 気	① 適当な換気設備を有すること。	令 1-3-1

	・窓その他直接外気に通ずる換気口又は換気設備を設ける。	
採 光 ・ 照 明	①適当な採光、照明の設備を有すること。 ②営業施設の照明は、次に掲げる照度を有するようにすること。 ・客室、応接室及び食堂 40 ルクス以上 ・調理場及び配膳室 50 ルクス以上 ・廊下及び階段 20 ルクス以上(常時) ※深夜(午後11時から翌朝の午前6時までの間)においては 10 ルクス以上 ・浴室、脱衣室、洗面所、便所等 20 ルクス以上	令 1-3-1 条 7-1-2 規 11-1-1 規 11-1-2 規 11-1-3 規 11-1-4
防 湿 ・ 排 水	①適当な防湿及び排水の設備を有すること。 ②排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。	令 1-3-1 条 7-1-3
浴 室	①当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴施設を有すること。 ②浴室は、次の基準によること。 ・清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。 ・客室に設けた浴槽は、利用者が自ら浴槽水を給湯及び排水できる構造設備であること。 ・浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。 ・共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、宿泊定員及び利用形態を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。 ・共同用の浴室を設ける場合は、宿泊定員及び利用形態を勘案し、十分な数の上り湯栓及び水栓を有すること。	令 1-3-2 条 13-2 (条 11-1-7) (条 11-1-7-ア) (条 11-1-7-イ) (条 11-1-7-ロ) (条 11-1-7-ハ) (条 11-1-7-ニ)
ろ過器等を使用し循環させる場合	③ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。 ・ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。 ・ろ過器は、1時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。 ・集毛器は毎日清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。 ・ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。 ・ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。 ・逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造が望ましい。 ・循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。	条 13-2 (条 11-1-7-カ) (条 11-1-7-カ(7)) (条 11-1-7-カ(4)) (条 11-1-7-カ(6))

	・浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。 ・浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。 ・入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 ・循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 ・気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。	(条 11-1-7-カ(エ)) (条 11-1-7-カ(オ)) (条 11-1-7-カ(カ)) (条 11-1-7-カ(キ))														
洗面設備	①宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。 ②共同洗面所を設ける場合は、規則で定める数の給水栓を設置すること。 ・洗面設備を付設していない客室の合計定員について、5人（5人に満たない端数は、5人とする。）につき1個の割合で算定した数とし、当該合計定員が31人以上の場合は、30人を超えて10人(10人に満たない端数は、10人とする。)を増すごとに1を6に加算した数とする。	令 1-3-3 条 13-2 (条 11-1-10) (規 22)														
便所	①適当な数の便所を有すること。 ②宿泊者の利用しやすい位置に設け、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。 ③便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。 ・宿泊定員に応じた数は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める数以上とする。この場合において、男子用便所及び女子用便所それぞれの便器数は、施設の利用形態を勘案した数とする。 ・便所を付設していない客室の合計定員が30人以下の場合次の表の上欄に掲げる合計定員に依り、同表の下欄に掲げる数。 <table><tr><td>収容定員</td><td>1～5人</td><td>6～10人</td><td>11～15人</td><td>16～20人</td><td>21～25人</td><td>26～30人</td></tr><tr><td>便器数</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr></table> ・合計定員が31人以上300人以下の場合 30人を超え10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1を7に加算した数。 ・合計定員が301人以上の場合は、300人を超えて20人(20人に満たない端数は、20人とする。)を増すごとに1を34に加算した数。 ・定員が5人以下の場合に設置される便器は、男女各1個以上となる。この場合、男子用便所に設置される便器は、大小を兼ねた和若しくは洋式便器1個でも支障ない。	収容定員	1～5人	6～10人	11～15人	16～20人	21～25人	26～30人	便器数	2	3	4	5	6	7	令 1-3-4 条 13-2 (条 11-1-9-7) 条 13-2 (条 11-1-9-4) 規 21 規 21-1-1 規 21-1-2 規 21-1-3
収容定員	1～5人	6～10人	11～15人	16～20人	21～25人	26～30人										
便器数	2	3	4	5	6	7										
調理場 (設ける場合)	①調理場は、次の構造設備の基準によること。 ・壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。 ・宿泊者の食事を提供するのに支障のない広さを有すること。 ・出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防汚設備を設けること。	条 13-2 (条 11-1-3-7) (条 11-1-3-4) (条 11-1-3-5)														

	・十分な能力の換気設備を有すること。	(条 11-1-3-1)
そ の 他	①営業施設は、玄関、玄関帳場、客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができ、かつ、住居その他の施設と区画され、これらが混在していない構造であること。	条 13-2 (条 11-1-12)

4 遵守事項

基 準（指導事項を含む）	根 拠
①旅館業が国民生活において果たしている役割の重要性に鑑み、旅館業の施設及び宿泊に関するサービスについて安全及び衛生の水準の維持及び向上に努めるとともに、旅館業の分野における利用者の需要が高度化し、かつ、多様化している状況に対応できるよう、旅館業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上に努めなければならない。	法 3 の 5-1
②旅館業の施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、その従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならない。	法 3 の 5-2
③営業施設内に宿泊者が滞在する時間内は、常時、当該施設内に営業者自らが勤務し、又は営業従事者を勤務させること。	条 9 の 2-1
④営業施設の入り口、外壁等には、施設名を表示又は掲示すること。 ・屋外に施設名を表示又は掲示する場合は、風雨等に耐えられるような措置を講じるとともに、門扉、玄関（建物の正面の入口）等の、概ね地上 1.2m 以上 1.8m 以下（表札を掲げる門扉の高さから玄関ドアの標準寸法 2m の高さ以内）で、公衆が認識しやすい位置に掲示すること。	条 9 の 2-2
⑤営業施設の入り口には、緊急時に当該営業施設内に営業者自らが勤務し、又は営業従事者を勤務させる場所に通じる連絡先を掲示すること。	条 9 の 2-3
⑥客室の入り口には、室番号又は室名を表示しておくこと。	条 9 の 2-4
⑦客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。	条 9 の 2-5
⑧営業施設には、営業従事者名簿を備え付け、規則で定める事項を記載しておくこと。 ・規則で定める事項は、次のとおりとする。 ア 氏名 イ 生年月日 ウ 住所 エ 従事職種 オ 就業年月日	条 9 の 2-6 規 16 規 16-1-1 規 16-1-2 規 16-1-3 規 16-1-4 規 16-1-5
⑨苦情、問合せ等があった場合に、適切かつ速やかに対応できる体制を整備すること。 ・騒音やごみの廃棄方法等の苦情、問合せの窓口等については、関係住民に周知すること。	条 9 の 2-7
⑩宿泊者に対し、関係住民の生活環境の悪化を防止するために必要な事項として、条例第 10 条に定める宿泊者の遵守事項及び営業施設の使用方法を書面等により事前に説明すること。	条 9 の 2-8
⑪営業施設内に宿泊者が滞在する間は、少なくとも 24 時間以内に 1 回、営業者又は営業従事者が当該営業施設に赴いて当該営業施設の状況及び宿泊者が次条に定める事項を遵守しているかを確認し、遵守していない場合は当該事項を遵守させるとともに、その結果を記録及び保管すること。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 ・規則で定める場合は、条例第 11 条第 11 号に規定する施設を設置し、条例第 9 条の 2 第 1 号で定める勤務体制が確保される場合とする。	条 9 の 2-9 規 17
⑫営業施設の運営に当たり必要な法令の趣旨を理解し、営業施設の適正な管理に努めること。	条 9 の 2-10

⑬宿泊者は、営業施設を利用するに当たっては、基本理念にのっとり、当該営業施設において旅館業を営む営業者から説明を受けた事項を遵守するとともに、規則で定めるところにより、営業施設の周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさないよう努めなければならない。	条 10
・ 条例の規定による宿泊者の遵守事項は、次に掲げるものとする。	規 18
ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 133 条の規定の遵守。	規 18-1-1
イ 江東区歩行喫煙等の防止に関する条例（平成 21 年 3 月江東区条例第 9 号）第 7 条及び第 8 条の規定の遵守。	規 18-1-2
ウ 営業施設の存する建物の管理規約等で規定している禁止事項の遵守。	規 18-1-3

当区では、第 9 条の 2 第 1 号の規定に違反する者に対して、行為の是正を求める命令を行うことがあります。この命令に違反した場合は 5 万円以下の過料が科されるほか、事実経過が公表される対象となりますので、適正な営業をお願いいたします。（条 16、17、18）

5 衛生に必要な措置の基準

項 目	基 準（指導事項を含む）	根 拠
清 掃	客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、廊下、階段、浴室、脱衣室、洗面所、便所等は常に清潔にしておくこと。	条 7-1-4
寝 具 類	①布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー及び枕カバーを用いること。	条 7-1-5-7
	②シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。	条 7-1-5-1
	③布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。	条 7-1-5-ウ
浴 室	①湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。	条 7-1-8-7
	②浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、規則で定める場合は、1週間に1回以上換水し、浴槽を清掃すること。	条 7-1-8-1
	・ただし書きの規則で定める場合は、次に掲げる要件をすべて満たす場合とする。	規 13
	ア ろ過器等を使用して浴槽水を循環し、かつ、当該ろ過器等、塩素系薬剤等による消毒用の設備及び浴槽水の温度を調節する設備以外の設備が設置されていないこと。	規 13-1
	イ 浴槽からあふれた湯水を浴槽水に再利用していないこと。	規 13-2
	ウ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水滴を発生させる設備が設置されていないこと。	規 13-3
貯 湯 槽	エ 浴槽が屋外に設置されていないこと。	規 13-4
	③共同浴室にあつては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。	条 7-1-8-ウ
	①貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。	条 7-1-8-エ-(7)
	・条例の規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、1年に1回以上行うものとする。	規 14-1
	・貯湯槽は、土ぼこりが混入しないよう、密閉状況、破損個所の有無、および生物膜の形成などによる内部の汚れの状況等を確認するため、定期的に点検を実施すること。	
	②貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。	条 7-1-8-エ-(1)
	・規則で定める温度は、摂氏60度とする。	規 14-2
	・貯湯槽の温度はレジオネラ属菌が繁殖しないよう、通常の使用状態において、湯の補給口から底部に至るまで60度以上になるよう温度の保持がなされること。	
	・塩素系薬剤による湯の消毒は「ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置」の浴槽水の消毒に準じ、消毒を実施すること。	
	③貯湯槽（温泉スタンドを含む）内部の原湯等が長期間滞留した状態のときは、内部でレジオネラ属菌が繁殖している可能性があるため、溜まった原湯等を排出し、内部の清掃を行った後に使用すること。	

貯湯槽	※貯湯槽 原湯等を貯留する貯湯槽をいう。 ④上記の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。	条 7-1-8-カ
ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置	①ろ過器は、規則で定めるところにより定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。 ・ 条例の規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。 ・ 砂ろ過式のろ過器の逆洗場を行う場合は、ろ材表面の汚れ等を確実に除去するため、砂が十分に攪拌されるよう水流を調節し、効果的に行うこと。 ・ 逆洗浄ができないろ過器については、ろ材の交換等を行い、生物膜の形成及び汚れの蓄積防止に努めること。 ・ ろ材の汚れの除去とあわせ、塩素剤によるろ過機内部の消毒も行うこと。	条 7-1-8-オ-(7) 規 15-1
	②浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。 ・ 条例の規定による配管の内部の消毒は1週間に1回以上行うものとする。 ※配管の消毒について、現在、有効と判明している方法は次のとおり。なお、消毒方法は循環配管及び浴槽の材質、腐食状況、生体膜の状況を考慮して適切な方法を選択すること。 * 遊離残留塩素濃度を5～10mg/L程度に調整した浴槽水を、循環系統に数時間循環させる方法。 * 60度以上に加熱した高温水を循環系統に数分から数十分循環させる方法。 * 過酸化水素（2～3%）を用いる方法。 ・ 年に1度程度は循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には除去を行うことが望ましい。この場合、過酸化水素水を使用した配管洗浄の方法は、危険かつ専門的技術がいるため、専門業者に依頼すること。	条 7-1-8-オ-(イ) 規 15-2
	③集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。 ・ 条例の規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。 ・ 塩素系薬剤等で集毛部や内部を消毒することが望ましい。	条 7-1-8-オ-(ウ) 規 15-3
	④浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。 ・ 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと。	条 7-1-8-オ-(エ) 規 15-4-(1)
	・ モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が1リットルにつき3ミリグラム以上になるように保つこと。 ・ 浴槽水は、遊離残留塩素濃度を適宜確認すること。	規 15-4-(2)

ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置	・残留塩素濃度は、1.0mg/Lを超えないことが望ましい。 ・自動測定機器はスケールの付着により誤差が生じるので、自動機器とは別に手動での測定、機器の洗浄と補正をすること。 ・塩素剤を投入する位置はろ過器の前後または浴槽内の何れでもよく、消毒装置を使用する場合は、塩素剤の補給及び機械の運転状況等について随時確認すること。 ・洗い場の湯栓やシャワーに湯を送る調節箱についても、汚れの状況について、随時点検し、定期的に清掃を行うこと。 ※塩素剤以外の消毒方法 *温泉の泉質等のため、塩素所毒の効果が減弱する場合には、オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン、光触媒などの消毒方法の併用を認める。ただし、これらの消毒方法はいずれも残留性がないため、必ず塩素剤による消毒を併用等すること。 *塩素による消毒が困難な泉質の温泉や浴用剤の使用にあつては、循環設備を使用しない（いわゆる掛け流し方式）ことが望ましい。 ⑤浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。 ・条例の規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行うものとする。 ・浴槽水の水質検査は原則として系統ごとに採水すること。 ・検査の結果基準値を超えていた場合は、速やかに衛生上の措置を講じた後、再度検査を行い不検出を確認すること。 ⑥上記の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。	条 7-1-8-オ (オ) 規 15-5 条 7-1-8-カ
洗面所	洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること。	条 7-1-9
飲用水等の衛生確保	①浴室及び洗面所への清浄な湯水の供給その他飲用水等の衛生確保については、水道法関係法令及び江東区小規模給水施設の衛生管理指導要綱等によること。 ②井戸水を飲用等に使用する施設は、消毒装置を設置するなど衛生確保に努めるとともに、水道法に基づく省略負荷項目の水質検査について1年に1回以上行うことが望ましい。	
貸与品	①客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。 ・くし、コップ等を再使用する場合は適切な方法で洗浄、消毒すること。 ・脱衣室などの共用部分に貸与品を備える場合は、一客ごとに洗浄、消毒したものを使用できるような措置を講ずること。 ②便所に備え付ける手ぬぐい、タオル又はこれに類するものは、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。 ・便所、洗面所等に共用の手ぬぐいを置かないこと。	条 7-1-10 条 7-1-11
管理者	旅館業を営む者（以下「営業者」という。）は、前項に規定する措置を適正に行うため、原則として営業施設毎に管理者を置かなければならない。（営業者が自ら管理者となって管理する営業施設を除く。）	条 7-2

	・管理者の資格は、施設の一般的な衛生管理が行える者とする。 ・管理者は施設の衛生管理が適切に行われるよう自主管理マニュアル及びその点検票を作成し、従業者に周知徹底させるとともに、従業者に対する衛生等の教育に努めること。	
宿 泊 者 名 簿	①営業者は厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があったときは、これを提出しなければならない。 ・宿泊者名簿は当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保管するものとする。 ・厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。 - ア 旅館業の施設 - イ 営業者の事務所 ・厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所及び連絡先のほか、次に掲げる事項とする。 - ア 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号 - イ その他都道府県知事が必要と認める事項 ・宿泊者名簿に記載すべき事項は、省令第4条の2に定めるもののほか、次のとおりとする。 - ア 年齢 - イ 前泊地 - ウ 行先地 - エ 到着日時 - オ 出発日時 - カ 室名 ・日本国内に住所を有しない外国人の場合は、旅券の提示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保管すること。 ②宿泊者は、営業者から請求があったときは、前項に規定する事項を告げなければならない。	法 6-1 省 4 の 2-1 省 4 の 2-2 省 4 の 2-2-1 省 4 の 2-2-2 省 4 の 2-3 省 4 の 2-3-1 省 4 の 2-3-2 規 7 規 7-1-1 規 7-1-2 規 7-1-3 規 7-1-4 規 7-1-5 規 7-1-6 法 6-2
宿泊を拒むことができる事	①宿泊しようとする者が次のいずれかに該当する場合。 ・特定感染症の患者等であるとき。 (※特定感染症：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症) ・賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。 ・営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として、次のいずれかを繰り返したとき。 - ア 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求 (宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。) - イ 粗野又は乱暴な行動その他の従業者の心身に負担を与える言動	法 5-1-1 法 5-1-2 法 5-1-3 省 5 の 6-1 省 5 の 6-2

	(営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律で規定する不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。)を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの ・宿泊施設に余裕がないときその他条例で定める次の事由のあるとき。 - ア 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。 - イ 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。	法 5-1-4 条 8-1-1 条 8-1-2
風 紀 保 持	①善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。 ②善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。	令 3-1-1 令 3-1-2

6 必要書類

(1) 旅館業営業許可申請時に必要な書類

書類	注意事項
旅館業営業許可申請書	旅館業を新設する場合 大規模な増築又は改築する場合 営業者が変わる場合（個人⇔法人、個人⇔個人等） 種別が変わる場合（旅館・ホテル営業⇔簡易宿所営業等）
添付書類 （法人の場合）	定款又は寄附行為の写し 登記事項証明書（6か月以内のもの）
付近の見取図	施設を中心とした半径300m以内の住宅、道路及び学校等の見取図を添付してください。
建物配置図	
各階平面図	
立面図	
旅館業構造設備の概要	別紙でも構いません。
照明設備の配置及びその構造の概要	平面図及び姿図等を提出してください。姿図はカタログ、写真提出でも構いません。
換気設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要	
給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要	
客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図	
土地及び建物に係る登記事項証明書 （6か月以内のもの）	※申請者の自己所有の場合 左記書類のみ ※申請者の自己所有でない場合 ①左記書類 ②土地及び建物の所有者等が土地及び建物を旅館業の用に供することを承諾していることを証する書類 ・土地及び建物の所有者等の利用許諾を証する書類 ・建物に2以上の区分所有者が存する場合、管理組合の利用許諾を証する書類等その他の旅館業を営むために必要な権原を有することを示す書類
申告書	自筆による署名又は個人印が必要です。
申請手数料（現金）	旅館・ホテル営業：30,600円 簡易宿所営業：16,500円 下宿営業：16,500円

(2) 承継承認

①事業譲渡による承継承認

●承認申請の時期

事業譲渡の効力が発生する前に承継承認を受けなければなりません

必要書類	注意事項
承継承認申請書	
旅館業の譲渡を証する書類	
土地及び建物に係る登記事項証明書（6か月以内のもの）	※申請者の自己所有の場合 左記書類のみ ※申請者の自己所有でない場合 ①左記書類 ②土地及び建物の所有者等が土地及び建物を旅館業の用に供することを承諾していることを証する書類 ・土地及び建物の所有者等の利用許諾を証する書類 ・建物に2以上の区分所有者が存する場合、管理組合の利用許諾を証する書類等その他の旅館業を営むために必要な権原を有することを示す書類
譲受人が法人の場合、定款又は寄附行為の写し	
譲受人が法人の場合、登記事項証明書（6か月以内のもの）	
申告書	自筆による署名又は個人印が必要です。
手数料（現金）	9,700 円

承認後、承継承認書を交付します。

②相続による承継承認

個人営業で営業者が死亡した場合、その相続人が引き続き営業を営もうとする時は、被相続人の死亡後60日以内に申請が必要です。承認後、承継承認書を交付します。

必要書類	注意事項
承継承認申請書	
被相続人の戸籍全部事項証明又は法定相続情報一覧図の写し	改製原戸籍等が必要な場合があります。
相続人全員の同意書	相続人が2人以上の場合
土地及び建物に係る登記事項証明書（6か月以内のもの）	※申請者の自己所有の場合 左記書類のみ ※申請者の自己所有でない場合 ①左記書類 ②土地及び建物の所有者等が土地及び建物を旅館業の用に供することを承諾していることを証する書類

	・土地及び建物の所有者等の利用許諾を証する書類 ・建物に2以上の区分所有者が存する場合、管理組合の利用許諾を証する書類等その他の旅館業を営むために必要な権原を有することを示す書類
申告書	自筆による署名又は個人印が必要です。
手数料（現金）	9,700 円

③法人の合併又は分割による承継承認

●承認申請の時期

合併又は分割契約の締結後、合併契約書又は分割計画書（吸収分割の場合には分割契約書）を承認する総会の承認後であって、合併又は分割登記前になります。

合併又は分割登記前に承継がなされていない場合は、営業者の地位を承継することはできません。

●登記がなされなかった場合

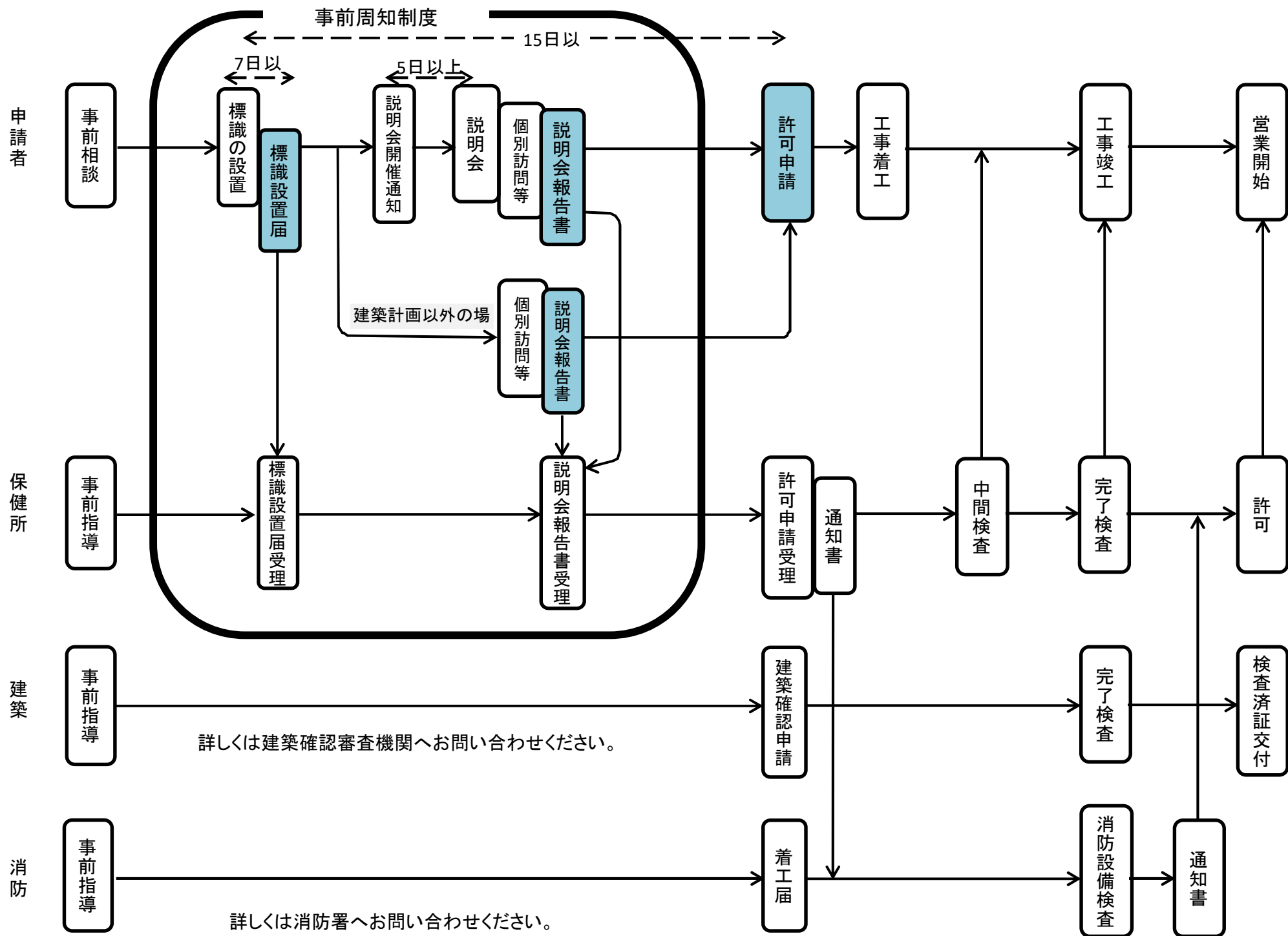
承認の効力は消失します。

必要書類	注意事項
承継承認申請書	
定款又は寄附行為の写し	合併又は吸収合併後存続する法人、合併又は分割により設立される法人のもの
土地及び建物に係る登記事項証明書（6か月以内のもの）	※申請者の自己所有の場合 左記書類のみ ※申請者の自己所有でない場合 ①左記書類 ②土地及び建物の所有者等が土地及び建物を旅館業の用に供することを承諾していることを証する書類 ・土地及び建物の所有者等の利用許諾を証する書類 ・建物に2以上の区分所有者が存する場合、管理組合の利用許諾を証する書類等その他の旅館業を営むために必要な権原を有することを示す書類
申告書	自筆による署名又は個人印が必要です。
登記事項証明書（6か月以内のもの）	合併又は分割登記後
手数料（現金）	9,700 円

承認後、承継承認書を交付します。

(3) 変更・廃止の手続き

届出すべき事項		提出書類等
名称、管理者等の変更		・変更届
法人	代表者変更	・変更届 ・申告書 ・法人の登記事項証明書（発行から6か月以内の履歴事項全部証明書） ※閉鎖事項全部証明書が必要な場合があります。
	名称変更 所在地変更	・変更届 ・法人の登記事項証明書（発行から6か月以内の履歴事項全部証明書） ※閉鎖事項全部証明書が必要な場合があります。
構造設備の変更 （注意）事前に保健所に相談してください。		・変更届 ・変更内容のわかるもの
廃止・停止（休業）		・廃止（停止）届



8 関係機関一覧

建 築	江東区都市整備部建築課建築係 江東区東陽 4-11-28 TEL (3647) 9111 (代)
清掃事務所	江東区清掃事務所作業係 江東区潮見 1-29-7 TEL (3644) 6216 受付時間：8:30～16:25 (平日・土曜日・祝日)
消 防 署	深川消防署 予防課 予防係 江東区木場 3-18-10 TEL (3642) 0119 (代) 深川消防署 有明分署 予防指導係 (臨海地区) 江東区有明 1-2-43 TEL (3529) 0119 (代) 城東消防署 予防課 予防係 江東区亀戸 6-42-9 TEL (3637) 0119 (代)
警 察 署	深川警察署 江東区木場 3-18-6 TEL (3641) 0110 (代) 城東警察署 江東区北砂 2-1-24 TEL (3699) 0110 (代) 東京湾岸警察署 江東区青海 2-7-1 TEL (3570) 0110 (代)

旅館業 開設の手引き

令和 8 年 7 月改正

編集・発行 江東区保健所生活衛生課環境衛生係

江東区東陽 2-1-1

TEL (3647) 5862